

## 船舶等の対応措置（台風襲来・暴風時）

【鹿児島港、垂水港、福山港、加治木港、山川港、大根占港、枕崎港、大泊港、西之表港、島間港、一湊港、宮之浦港】

勧告区分	船 舶 の 対 応				
	大 型 船 ・ 中 型 船				小 型 船
	一 般 船 舶	危 険 物 積 載 船 舶	作 業 船	旅 客 船	
警戒勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係情報の収集</li> <li>○荷役・作業中止の検討 (状況に応じて荷役・作業中止)</li> <li>○港外退避 ※1</li> <li>○入港しようとする船舶は入港の見合わせについて検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係情報の収集</li> <li>○荷役・作業中止の検討を行い、荷役中止基準に該当する場合は中止</li> <li>○港外退避の準備ができ次第港外退避</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係情報の収集</li> <li>○作業中止の検討を行い、作業中止基準に該当する場合は中止</li> <li>○港外退避の検討 ※2</li> <li>○作業用資機材等の流出防止措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○運航基準を遵守すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係情報の収集</li> <li>○陸揚げ固縛又は係留強化</li> </ul>
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>○港外退避 ※2</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○港外退避</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○作業中止</li> <li>○原則港外退避又は係留強化 ※2</li> <li>○作業用資機材等の流出防止措置</li> </ul>		

※港外退避においては、隣接する喜入港台風・津波対策協議会の錨泊自粛海域にかかる決定を尊重するものとする。

(※1) 施設を損傷するおそれがある場合、水先人の乗船基準を超えるおそれがある場合、安全な避難海域までに時間を要する場合等は、関係者と調整のうえ避難を開始すること。

(※2) やむを得ない理由により港外退避が困難な場合で、安全な係留強化について十分な検討を行っている場合を除く。

(※3) 引続き台風の吹き返し等の気象情報に留意するとともに、漂流物等に十分注意して航行すること。